

社会福祉法人奉優会

評議員及び役員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人奉優会（以下「当法人」という）定款第8条及び第22条の規定に基づき、評議員及び役員の報酬等に関し必要な事項について定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、次に定めるところによる。

- (1) 評議員とは、定款第6条の規定に基づき選任された者をいう。
- (2) 役員とは、定款第16条の規定に基づき選任された理事及び監事をいう。ただし、法人職員の身分を現に有する者を除く。
- (3) 常勤役員とは、役員のうち、法人を主たる勤務場所とし、原則週2日以上法人の業務に従事するものをいう。
- (4) 非常勤役員とは、役員のうち、前号に該当する者以外の者をいう。

(報酬等の支給)

第3条 常勤役員に、職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 評議員及び非常勤役員に、職務執行の対価として報酬を支給することができる。

(報酬の算定方法)

第4条 常勤役員に対する報酬の額は、別表1に定めるところとする。

2 評議員及び非常勤役員に対する報酬の額は、別表2に定めるところとする。

(交通費)

第5条 常勤役員には、第3条に掲げる報酬のほか、通勤及び移動に要する経費として交通費を支給することができる。

2 評議員及び非常勤役員には、会議等の出席に際し、別表3に定める交通費を支給することができる。

(出張旅費)

第6条 評議員及び役員が、法人業務のために出張する場合は、別に定める出張旅費規程の定めにより旅費を支給することができる。

(報酬等の支給方法)

第7条 常勤役員に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

(1) 報酬については、報酬計算期間を毎月1日～末日とし、毎月26日に支給する。

ただし、その日が休日にあたる時は、前日に繰り上げて支給する。

(2) 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。

(3) 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(4) 本人の申出により、その指定する金融機関の口座に振込むこともできることとする。

(端数の処理)

第 8 条 この規程により、計算金額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを 1 円に切り上げ端数を処理する。

(改廃)

第 9 条 この規程の改廃は、評議員会の議決を経て行う。

(補足)

第 10 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は平成 29 年 7 月 1 日から施行する。

別表 1 (常勤役員の報酬額)

- 1 常勤役員である理事長の報酬は月額 170 万円の範囲内の額とする。
- 2 常勤役員である常務理事の報酬は月額 220 万円の範囲内の額とする。

別表 2 (評議員及び非常勤役員に対する報酬の額)

- 1 評議員会及び理事会の出席の都度、1 日当たり 3 万円とする。
- 2 評議員及び理事の業務報酬は、1 日当たり 3 万円の範囲内の額とする。
- 3 監事監査の業務報酬は、1 回当たり 6 万円とする。
- 4 その他これにより難しい場合は、別に理事長が定める。

別表 3 (評議員及び非常勤役員に対する交通費の額)

- 1 評議員会及び理事会の出席の都度、実費とする。
- 2 監事監査の業務の都度、実費とする。